

平成24年2月8日

交通政策課

電話：0742-34-4719

### J R奈良駅周辺の自転車等放置禁止区域の拡大について

奈良市では、3月5日からJ R奈良駅周辺の自転車等放置禁止区域を拡大します。

1. 目的 奈良市では「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」に基づき、市民の良好な生活環境を確保し、街の美観を維持するとともに、市民生活の安全の保持を図ることを目的に、自転車等放置禁止区域を定めていますが、今回の区域の変更はJ R奈良駅周辺の鉄道の高架化等が完成し、駅周辺の状況が変化したことに対応するものです。
2. 日時 平成24年3月5日から実施
3. 場所 J R奈良駅周辺
4. 主催 奈良市
5. 内容 J R奈良駅周辺の自転車等放置禁止区域を拡大します。自転車等放置禁止区域では、自転車等の利用者等は自転車等を放置することができません。また、区域内において放置された自転車等は奈良市自転車等保管施設に移動し、保管することになります。
6. 予算  
新たな予算は計上しません。
7. 今までの状況  
奈良市では市内の鉄道駅周辺の10箇所を指定しています。

## 8 . 他市の状況

中核市 41 市の中で 37 市で自転車の放置禁止区域を指定

ただし、長野市は「自転車等整理区域」、高知市は「自転車等放置規制区域」

中核市の中では、函館市、旭川市、下関市、長崎市においては指定されていません。

